

## コロナ借換資金融資

## コロナ借換

融資名	融資限度額	資金 使途	償還期間 据置期間	年利率	利子補給	信用保証料 補助
コロナ借換 資金融資	既存債務額×120% ただし上限2,600万円まで	運転 (借換)	10年以内 2年以内	金融機関 所定の利率	約定利率の1/2 最大1.0%まで	なし 借換により繰 上償還した融 資の保証協会 返戻金は返戻 免除

### 融資対象者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (2) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人住民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の4の規定による徴収猶予又は同法第20条の5の2の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること（当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。）
- (5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (6) 直近の6カ月または1年間の営業利益＋減価償却費（以下「営業利益等」とする）がコロナウイルス感染拡大の影響が生じた前（以下「コロナ禍前」）の期と比較し20%以上減少していること。
- (7) (6)の減少率が算出できない場合（コロナ禍前から営業利益等がマイナスの場合）は、以下a、bの要件を共に満たしていること。
  - a．コロナ禍前より営業利益等の負（マイナス）の値が増加していること
  - b．売上が感染拡大前の期と比較し20%以上減少していること
- (8) 中小企業等経営強化法第21条第2項による認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善計画を策定していること。

### 資金使途（借換対象融資）

- ・ 資金使途は経営改善計画に即した以下の既存債務の借換及びそれに要する諸費用などの運転資金
- ・ 江戸川区のあっせん融資の各制度。ただし、経営向上資金融資ウイルス緊急対策（略称：区向上、区向上）若しくは区創業（令和2年1月以降幹旋分）を含むこと。また、コロナ借換融資自体の借換えはできないものとする。

取扱金融機関以外の他の金融機関の融資の借換えも可とする。

## 計画策定から融資実行まで

- (1) 経営改善計画を策定し、認定支援機関(中小企業等経営強化法による認定経営革新等支援機関)の承認を受けます。
- (2) 申込書類に必要な書類・資料は、下記「申請に必要な書類」を参照してください。
- (3) 申込受付後、区は借換対象の確認を行い、経営改善計画の実現性等の審査をします。
- (4) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (5) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (6) 融資実行後、金融機関を通じて、借換内容がわかる書類(協会の保証書(写))を区へ提出します。

## 保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。  
個人：原則として不要          法人：原則として代表者

## 申請に必要な書類

下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書(黄色2枚組)【区指定様式】	
2	借換内容・改善計画資料 ・「借換事業計画書(経営改善計画)」【区指定様式】(原本と写し1通) 既存債務の取扱金融機関の同意による他の金融機関債務への借換の場合は、以下の資料も添付 ・「借換同意書」【協会様式】(原本と写し1通)	
3	利子補給金申請等委任状(白色2枚組)【区指定様式】	
4	資格証明書(写)、許認可証(写)等 申込書に許可番号等を記入した場合は省略可	
5	営業利益等の減少を確認するための資料 直近期とコロナ禍前の期の決算報告資料2期分 (確定申告に用いた損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費などの決算報告書の写し) 上記決算資料に替えて税理士作成の6カ月試算表(直近の6カ月とコロナ禍前同期の6カ月)	
	《法人》	《個人》
6	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 印鑑証明書(法人のもの)2通	印鑑証明書(申込人のもの) 2通
7	法人税納税証明書 その1 又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書 その1 又は個人事業税納税証明書
8	法人都民税納税証明書 (又は法人市町村民税納税証明書)	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 江戸川区民は省略可

NPO法人の場合は、上記の書類に加えて、前事業年度の「事業報告書等」(写)(原則として東京都の受付印のあるもの)を添付

## 制度に関する質問と回答

問1 【借換えの対象】

経営向上資金（ウイルス緊急対策）2件、同（固定費支援）1件、マル区（設備資金）1件、区小口（運転資金）1件を返済中です。どのような組み合わせで借換えが可能ですか？

答） 設例の4種類の融資の場合、区向上、区向上が1件以上含まれていれば2600万円の限度内で、借換え（一本化）が可能です。

ただし、『コロナ借換融資』と借換前の各案件の信用保証の内容（責任共有制度の対象か否かなど）によっては組合せが出来ない場合もありますので、信用保証協会へご相談ください。

また、『コロナ借換融資』自体を借換換の対象とすることはできません。

問2 【借換えの対象】

経営向上資金（ウイルス緊急対策）と東京都のコロナ制度融資（伴走支援）を利用しています。借換えが可能ですか？

答） 借換換の対象となるのは区のおっせん融資のみです。東京都の制度融資や、金融機関独自の信用保証付き融資は対象になりません。

問3 【営業利益等の減少確認資料】

営業利益等が減少していることは、どのような資料で確認しますか。

答） 『コロナ借換融資』の対象者は以下の要件に該当することが必要です。

◇ 直近の6カ月または1年間の営業利益＋減価償却費（以下「営業利益等」とする）がコロナ禍前の期と比較し20%以上減少していること。

◇ 前項の減少率が算出できない場合（感染拡大前から営業利益等がマイナスの場合）は、以下a、bの要件を共に満たしていること。

a) コロナ禍前より営業利益等の負（マイナス）の値が増加していること

b) 売上高が感染拡大前の期と比較し20%以上減少していること

原則としてここで比較する「営業利益」「減価償却費」「売上高」は、法人、個人とも確定申告に添付された、「損益計算書」「原価報告書」「販売費及び一般管理費」などの決算資料に記載された数値を用いて確認します。

個人事業者の場合の「営業利益」は、「売上金額」から「売上原価」、「経費」を控除した『差引金額』を当てます。

（青色申告決算書の損益計算書の場合は<sup>33</sup>の金額）

問 4

【営業利益等の減少確認資料】

営業利益等の確認資料の「コロナ禍前」とはいつの資料でしょうか。

答) 営業利益等の比較は、直近期とコロナウイルス感染拡大の影響が生じた前(以下「コロナ禍前」)の期の決算資料で確認します。

ここで「コロナ禍前」とは当該事業者の経営上、感染拡大の影響を受けた時期の前の期とし、「直近期」とは影響を受けた後で、申告が終了している最新の期とします。

コロナウイルスの感染拡大により、経営に影響が生じた時期は事業者ごとに異なると思われますが、ウイルスが中国武漢市で感染拡大し、国内に影響が生じたのは令和2年(2020年)1月以降と思われるので、「コロナ禍前」とは、最も遡った場合で、令和元年(平成31年)分の決算となります。

例) 3月決算で令和2年4月から影響が生じた企業の令和4年6月申込み

〔コロナ禍前〕 令和2年3月期決算(平成31年4月～令和2年3月)

〔直近期〕 令和4年3月期決算(令和3年4月～令和4年3月)

例) 6月決算で令和2年8月から影響が生じた企業の令和4年6月申込み

〔コロナ禍前〕 令和2年6月期決算(令和元年7月～令和2年6月)

〔直近期〕 令和3年6月期決算(令和2年7月～令和3年6月)

例) 12月決算で令和3年2月から影響が生じた企業の令和4年6月申込み

〔コロナ禍前〕 令和2年12月期決算(平成2年1月～令和2年12月)

〔直近期〕 令和3年12月期決算(令和3年1月～令和3年12月)

問 5

【営業利益等の減少確認資料】

最近6カ月でコロナ禍により急に業況が悪化しました。直近の決算資料では、影響は少なかったため、営業利益等の減少率が要件に該当しません。どのような資料で申込みできますか。

答) 直近の決算以降、急激な業況の悪化が見られた場合、直近6か月間の試算表(「損益計算書」「原価報告書」「販売費及び一般管理費」とコロナ禍前の同期の試算表の比較により要件を確認することができます。

試算表は税理士が作成したもの若しくは確定申告資料を作成している会計ソフト等で作成したものであることが必要です。

問6 【セーフティネット保証の適用】

『コロナ借換融資』にセーフティネット保証を利用することは可能ですか。

答) 『コロナ借換融資』には保証制度の指定はありません。セーフティネット保証の利用については、借換対象と責任共有制度の適否によりますので、信用保証協会へお尋ねください。

問7 【借換後の新たな融資の申込み】

コロナ借換資金融資で区向上（ウイルス緊急対策）を借換えました。  
その後、仕事を引き受けるため、運転資金が必要となったのですが、再度区向上を利用することは可能ですか。

答) コロナ借換資金融資を申込みした事業者は区向上、同を新たに利用することはできません。運転資金が必要な場合は、マル区、区小口など他の制度をご利用ください。

問8 【条件変更を行った場合】

『コロナ借換融資』を条件変更した場合、利子補給はどうなりますか。令和3年度から実施している『コロナ回復リスケジュール支援制度』の対象になりますか。

答) 返済期間の延長や元金返済の停止や減額などの条件変更＝リスケジュールを行った場合、返済が続いていれば、当初約定範囲で利子補給は継続しますが、『コロナ回復リスケジュール支援制度』の対象にはなりません。

『コロナ回復リスケジュール支援制度』の対象は経営向上資金（ウイルス緊急対策）と同（固定費支援）の2つの融資に限ります。

問9 【返済中の金利の変更】

『コロナ借換融資』の返済中に金利の変更は可能ですか。

答) 『コロナ借換融資』の金利は区が指定する一律の利率ではなく、『金融機関所定の利率』＝事業者と金融機関で協議した利率（固定利率）で申込みすることになります。

融資実行後の条件変更の際に、あっせん時の利率を超える利率へ変更することはできませんが、引き下げは可能です。変更した際は、「返済状況報告書」に変更後の償還表を付してご報告ください。